

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 3 0 0 0 9 1 鹿島サービスエリア(SA)建設等にかかる埋蔵文化財発掘調査に伴う遺構実測システム借上げ
	履行場所	文化財課
	種類	借上げ
	概要	鹿島サービスエリア建設等にかかる埋蔵文化財発掘調査の効率化を図るために、Cubic社製の遺構実測システム「遺構くん」を導入する。
相手方	名称	朝日航洋株式会社 郡山支店
	代表者	支店長 藤村研一
	所在地	福島県郡山市朝日1-28-9
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査では、開発計画に支障が出ないように調査期間短縮が求められていることから、発掘調査の効率化を図ることができる測量手法を必要としている。</p> <p>遺構実測システム「遺構くん」は、埋蔵文化財の発掘調査における記録作成専用の測量システムであり、測量士等の資格を有していなくとも簡易な操作で随時測量ができ、さらに測量したデータから瞬時に測量図を作成することができることから、調査期間の短縮を図ることが可能となる。</p> <p>当該システムはCubic社が開発した記録作成専用測量システムであるが、同様な測量システムは他社では開発されていない。また、Cubic社から当該システムの取り扱いを委任されている福島県内の業者は上記業者しかいないため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔文化財課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4253000102 図書館システム借上げ
	履行場所	南相馬市立図書館
	種類	物品賃貸借
	概要	図書館システム借上げ
相手方	名称	富士通リース株式会社 東北支店
	代表者	支店長 古川 行男
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
	名称	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 東北支社
	代表者	支社長 永井 紀彦
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番41号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬市図書館システム導入事業者選定ワーキンググループにて公募型プロポーザルを実施し、提案内容を審査した結果、上記業者が最優秀提案者として選定されたため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [中央図書館]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4253000107 被災自動車の引渡しに係る売買契約
	履行場所	南相馬市 北萱浜仮置場、みちのく鹿島球場仮置場
	種類	物品売買
	概要	東日本大震災により被災した自動車の買取りおよび処分業務
相手方	名称	株式会社 シマ商会
	代表者	代表取締役社長 島 一
	所在地	南相馬市 原町区 雫字権現下73-2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、自動車リサイクル法関連業許可等（解体業許可、引取業許可、破碎業許可、フロン類回収業登録業者）および 産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可を取得し、当該業務に必要な資格を備えており、市内で、被災自動車処理に関する業務を一貫して実施できる業者は、当該業者のみであることから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔生活環境課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。